

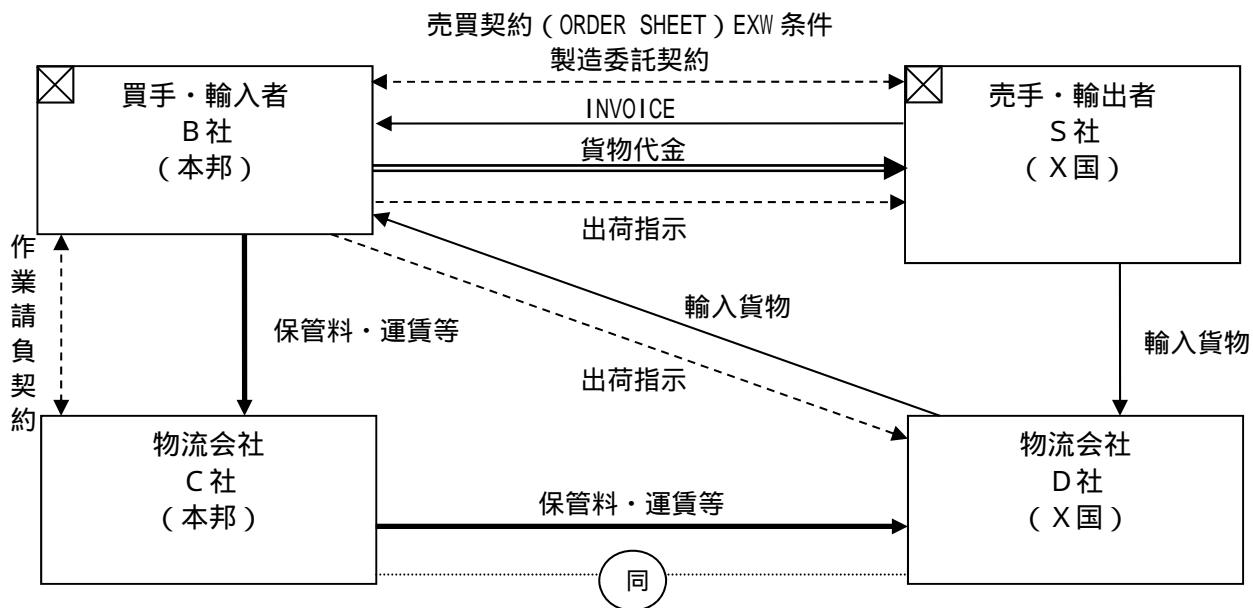
輸入貨物に係る関税評価上の取扱い等に関する照会

EXW 条件で売手から買手に貨物が引き渡された後に発生する海外での保管料等について

照会		
照会内容等	輸入貨物の品名	殺虫剤（税表分類：第38類）
	照会の趣旨	EXW 条件で売手から買手に貨物が引き渡された後に発生する海外での保管料（入出庫料を含む）が輸入貨物の課税価格に算入されるか否かについて照会するものです。
	取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由	別紙1のとおり。
	関係する法令条項等	関税定率法第4条第1項
	添付書類	照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料

回答		回答年月日	平成26年5月15日	回答者	神戸税関業務部首席関税評価官
回答内容		別紙2のとおり。 ただし、次のことを申し添えます。 (1) 回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。 (2) 回答内容は、税關としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご留意ください。			

1 . 取引形態図



2 . 取引の概要

- (1) 輸入者 B 社 (以下「輸入者」という。) は、X 国所在の輸出者 S 社 (以下「輸出者」という。) から EXW 条件 (輸出者工場渡し) で殺虫剤 (以下「輸入貨物」という。) を輸入 (購入) します。なお、取引当事者間に特殊関係はありません。
- (2) 輸入者は、自己と特殊関係がない本邦所在の物流会社 (以下「C 社」という。) と作業請負基本契約及び作業請負個別契約を締結し、輸入貨物の輸出者工場から X 国所在の物流会社 (以下「D 社」という。) 倉庫までの運送、同倉庫での保管、同倉庫から本邦までの輸送等の業務を委託します。輸入貨物は D 社の倉庫に保管の上、輸入者の指示により本邦に輸送されます。なお、D 社は C 社の子会社です。
- (3) 取引の流れは以下のとおりです。

輸入者と輸出者は、20XX 年 3 月に「請負契約」を締結し、輸入者が輸出者に製造委託する医薬品、医薬部外品、化粧品等について、日本の薬事法に適合する製造管理及び品質管理を行うことを取り決めています。請負契約では対象品目を特定していません。

輸入者は、20XX 年 7 月に締結した「製造委託契約」により、輸入貨物の製造を輸出者に包括的に委託します。製造委託契約では、受発注、貨物代金の支払、原料の指定、品質管理、納入 (所有権移転)、返品等について定めています。

製造委託契約に基づいて、輸入者が輸入貨物のアイテム (品目) 毎に品目、数量、単価、包装形態、引渡し方法を記載した「ORDER SHEET」を発行し、輸出者が「ORDER SHEET」に署名返却することで、輸入貨物の受発注が確定します。輸入者は、「ORDER SHEET」が個別売買契約に該当し、「ORDER SHEET」に定めていない取引条件等は製造委託契約の記載内容を適用すると説明して

います。なお、輸入者は、「ORDER SHEET」により数種類のアイテムについて品目・数量を必要に応じ隨時発注を行います。

輸出者は「ORDER SHEET」に基づいて輸入貨物の月別・日別の生産数量を記載した生産計画書を作成し、輸入者に送付します。輸入貨物の製造は当該生産計画書に基づいて行われます。

輸出者は、製造及び自社検品を終えた輸入貨物（本邦で小売可能な状態に包装したもの）を本邦向けに輸出梱包（日本語で表示されたカートンに梱包）し、パレットに載せた状態でビニール掛けしたものを、自社工場敷地内にてD社に引き渡します。この時点で所有権及び危険負担は輸出者から輸入者に移転します。また、輸出者は、製造ロットごとに品質検査用サンプルを輸入者宛に送付します。なお、引渡し場所は契約書上に「輸出者の事業所内の輸入者が指定した場所」と記されており、輸出入者は口頭で「輸出者敷地内において、輸入貨物を輸出者所有のフォークリフトでD社のトラックに積込んだ時点」が引渡し時点となることを合意しています。

D社は、輸入貨物を輸出者工場からD社の倉庫まで輸送し、パレット積みのまま同倉庫に搬入します。この時点での輸入貨物の扱いは「未合格品」です。

輸出者は、D社の倉庫への搬入確認が完了した輸入貨物について、毎月25日締めで契約単価により請求書を作成し、輸入者に送付します。輸入者は、請求書に基づいて輸出者に貨物代金の決済（送金）をします。

輸入者は、輸出者から入手した品質検査用サンプルが製品仕様に合致するか否か、本邦で再検査を行い、その結果を輸出者及びD社に通知します。この時点で製品仕様に合致しない「不合格品」の所有権と危険負担は輸入者から輸出者に再移転します。D社の倉庫で保管中の輸入貨物（「未合格品」）は、「合格品」と「不合格品」に分けて保管され、1パレットに「不合格品」と「合格品」がある場合、D社が両者を別々のパレットに積み分けます。不合格品の積み分け・再ビニール掛け・保管・返送等に要する費用は輸出者が負担します。なお、輸入貨物の保管中、D社では上記積み分けに伴う再ビニール掛け以外の再梱包作業や検品等は行いません。

輸入者は、本邦販売店の販売計画及び国内在庫を勘案して「出荷指示書」を作成し、指定するアイテムをパレット単位でコンテナーに積み合わせて本邦向けに出荷するよう、D社に対して指示するとともに、輸出者に対しても同指示書を送付します。

輸出者は、輸入者からの「出荷指示書」を基に作成した本邦向け輸出書類（契約単価で作成した輸出用インボイス及びパッキングリスト）及び原産地証明書を輸入者、C社及びD社にそれぞれ送付します。

D社は、輸入者からの「出荷指示書」に基づいて輸入貨物をコンテナー詰めします。C社及びD社は、輸入貨物のX国のCYへの搬入、輸出通関、船積み、本邦向け海上輸送、本邦での輸入通関までを一貫して行います。

C社は、D社の倉庫での保管料及び入出庫料（輸入者とC社との間で締結された「作業請負契約書（個別契約書）」作業請負単価表に定める「入庫料、保管料、出庫料」。以下「保管料等」という。）等を月締めで算出し、輸入者に請求します。輸入者は当該請求に基づいてC社に対し

て保管料等を支払います。

(4) 輸入貨物をD社の倉庫で保管する理由について、輸入者は、

アイテムごとに順次大量生産される輸入貨物をストックしたうえで、指定するアイテムを指定数量で1コンテナーに詰め合わせて、本邦の物流倉庫に配送する必要があること

X国での保管料等が本邦よりも安価であること

であると説明しています。

また、保管中の輸入貨物の品質については、カートン及び小売の箱が吸湿する等の若干のリスクがあるものの、基本的には変化がないと説明しています。

(5) 輸入者によれば、本取引形態については、輸出者が製造した貨物の全量を輸入者が引き取り、

1年以内に本邦に輸入することを前提として輸入者・輸出者・C社の三社で組み立てたものであり、貨物をX国内又は第三国で販売することは想定していません。そのことは、

「製造委託契約」において、輸入者は輸出者を「本契約及び請負契約に従って請負製造供給業者として指名」することで、輸出者が輸入貨物について本邦の薬事法に適合する製造管理及び品質管理を行うことを取り決めていること。

「製造委託契約」において、輸出者は自己の費用で「原産地証明書」を輸入者に提供するとされていること。

輸出者は、本邦の品質基準に合致するように輸入者が指定した原料で貨物を製造し、日本語で品名および使用上の注意等を表示した容器に入れ、本邦向けの輸出包装を行うこと。

ORDER SHEETに仕向地の記載はないが、発注数量の全てを発注の翌シーズンに本邦向けに発送するよう計画されていること

から説明可能であるとしています。

3. 関税評価に対する照会者の見解

輸入者が負担する保管料及び入出庫料は「輸入貨物が、その輸入取引に係る取引条件に従って売手から買手に引き渡された後に、本邦への輸出に先立ち、買手が自己のために当該輸入貨物を輸出国において保管する場合」に該当し、現実支払価格に含まれないものと考えます。

【回答内容】

EXW条件に従って貨物の引渡しを受けた後に発生する海外での保管料及び入出庫料は、輸入貨物の課税価格に算入されないと解されます。

【理由】

B社(以下「輸入者」という。)は、自己と特殊関係がないX国所在のS社(以下「輸出者」という。)から殺虫剤(以下「輸入貨物」という。)を輸入(購入)します。

輸入者は20XX年7月に輸出者と製造委託契約を締結し、輸入者の指定場所において輸出者が製造した輸入貨物の引渡しを受け、輸出者に対しその代金を支払うことを取り決めています。

また、輸入者は20XX年7月にC社と作業請負基本契約、作業請負個別契約及び覚書を締結し、引き渡された貨物が本邦へ向けて輸出されるまでの間、当該輸出国の倉庫において保管させ、本邦に向けて輸出させることとしています。

そして、輸入者は、「ORDER SHEET」により、輸入者の指定場所において引き渡された貨物のうち、「合格品」となったものを輸出国にあるC社の関連会社の倉庫に保管させた上で、「出荷指示書」により本邦へ輸出させています。

なお、当該貨物の保管料及び入出庫料、本邦へ向けて輸出するために要した手続等の費用並びに本邦輸入港到着までに要した運賃等の費用は輸入者が負担しています。

本件は、製造委託契約に基づき、輸入者がX国から本邦に向けて輸出する目的で輸出者に輸入貨物を製造させ、購入する取引であり、輸入者の指定場所において輸入貨物が引き取られ、何ら加工等の変更を加えることなく保管され、本邦での販売計画に基づき、本邦へ向けて輸出されるものです。

更に、当該輸入貨物について、指定場所における引渡しの時点で所有権が輸入者に移転し、また、引渡された後に生じる事故などの危険については、輸出者は一切負うことではなく、輸入者が負うこととされています。

上記「事例の概要」及び輸入者による説明から、製造委託契約に基づき輸出者から引き渡される貨物は、

- 輸入者は、輸出者が製造した貨物の全量を本邦に輸入することを前提として、当該取引形態を組み立てたと説明していること
- 製造委託契約と同時期に締結された覚書において、輸入者はC社に対して、輸出者からの貨物の引取り、保管、本邦への輸出、輸出国及び輸入国における通関手続きを併せて委託していること
- 当該貨物は「合格品」となった後、引渡倉庫において何ら加工等の変更を加えることなく単に保管されていること

等が確認できます。

このような事実関係を踏まえると、本件製造委託契約に基づく取引は、当該輸入貨物を輸入者及び

輸出者の計算と危険負担の下で本邦に到着させることを目的とした売買であると解されます。

したがって、輸入者と輸出者の間の売買が関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」となり、当該輸入貨物の課税価格は買手である輸入者から売手である輸出者へ支払われる貨物代金に基づいて決定することが妥当であると解されます。

輸入貨物が、その輸入取引に係る取引条件に従って売手から買手に引き渡された後に、本邦への輸出に先立ち、買手が自己のために当該輸入貨物を輸出国において保管する場合、買手が負担する当該保管に要する費用は現実支払価格に含まれないとされています。

ただし、当該保管に要する費用が関税定率法第4条第1項第1号に規定する当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に関連する費用に該当する場合には、現実支払価格に加算することとされています（関税定率法基本通達4-2(5)）。

本件の場合、保管料及び入出庫料は、売手から買手に引き渡された後に本邦への輸出に先立ち、買手の自己都合（販売計画）により生じた費用であり、また、輸出国における積込み前の一時的保管料には該当しないものと認められることから、当該保管料及び入出庫料は現実支払価格に含まれないと解されます。

なお、当該輸入貨物を加工又は転売した後に本邦へ輸入するなど、輸入者の説明と事実が異なる場合は、本件事例と同一の取引とは認められず、当該事実に基づき保管料及び入出庫料を課税価格へ算入することとなる場合があることに留意してください。